

平成31年度第2回 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：平成31年1月30日（水）14：00～16：00

場所：和歌山県民文化会館 4階 中会議室

佐谷子ども未来課長 挨拶

事務局

議題1について説明

会長

「和歌山県子ども虐待防止計画（案）」（以下「基本計画案」という。）についてお気づきの点に関してはご質問、ご意見を出して頂き、検討出来なかった点については後日意見を出していただきたい。

事務局の方で十分検討をして、然るべきものについては反映させていただけるということになっている。

今日この場でお気づきの点があれば遠慮無く出していただきたい。

委員

基本計画案と「和歌山県子ども虐待防止計画新旧対照表」（以下「新旧対照表」という。）について、虐待の概念のところが基本計画案では4行程抜けているどちらが正しいのか。

事務局

こちらの記載ミスで、新旧対照表が正しいものである。

委員

基本計画案の児童虐待の発生予防の現状課題のところ、新旧対照表にある「妊娠・出産期からの継続した支援が必要です。」という文言が抜けているがどちらが正しいのか。

事務局

基本計画案が正しいものである。

会長

他にご質問、ご意見等はあるか。

委員

従来から使っていた「子ども」を「児童」に変えた大きな理由をお聞かせ願いたい。

事務局

従来から携わっていただいている方々には「子ども虐待」の方が自然に思われると思うが、世間一般的に「児童虐待」という事で広く浸透している。基本計画案の本文では、「子供虐待」を「児童虐待」に修正させていただいた。「児童」と「子供」を使い分けるのではなく、固有名詞等以外のもので「子供」と表現しているところについては、「児童」と統一させていただいた。

委員

歴史的には、初めは「児童虐待」という言い方であった。それが色々な方々に理解を広めるという意味で、あえて「子供虐待」とした歴史的な経緯がある。それをまた元に戻した大きな理由というのが、今の説明では反対のような気がしている。

もし、国も文言の統一ということで、見直すのであれば良いと思うが、和歌山県だけが言葉の使い方が他の都道府県や国と違ったら、また訂正する形になると思う。

会長

私の理解では、前回の子どもを虐待から守る審議会（以下「審議会」という。）で「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」を県が作成した時に、「子供」という表記について聞いたところ、県の他の書類でも子供を漢字表記する扱いになっており、ここだけ「子ども」を使うのが県の文書としてはどうも難しいようである。

事務局

はい。県では、「子供」と表記する場合には漢字表記になっている。

会長

前回の審議会でも「子供」になるのは違和感があるという趣旨の話をしたと思う。「子供」よりは「児童虐待」の方が我々の印象としても良いのかなと理解したところであるがいかがか。

委員

例えば「障害」というのも法律の文言では漢字だが、世間一般の書類では全部ひらがなに直す等、やはり混在している面がある。社会的な状況でいうと一旦「児童」や或いは「子供」の漢字を含めたものを、「子ども」として欲しいという流れが大きく動いた時代があった。それを踏まえてあえて文言の統一という状況の中で変更したのであれば、考え方があってそうしたという理由になるのでそれはそれで理解出来ると思う。ただ、今まで私たちが進めてきた言葉の使い方というのは今一度ちょっと考えていただきたい。

今回のこの表紙（和歌山県子ども虐待防止基本計画）はあえて変えずに残すのであれば、これも統一していないということになるのではないか。

会長

「和歌山県子どもを虐待から守る条例」（以下「条例」という。）が和歌山県子ども虐待防止基本計画（以下「基本計画」という。）の根拠になっている。

条例では、全て「子ども」という表記が使われており、基本計画の「子ども」については、根拠があるため良いと思う。

事務局

固有名詞や法律上の文言以外のものについては、漢字の「子供」を使うという事で統一を図っていくということである。

委員

今回の基本計画案の中で、「子ども」は使えるのか。

事務局

今回の場合は難しい。

委員

学校では、明確に幼児・児童・生徒と使い分けしているため、「子供」というと中学生、小学生、就学前の子供達も全て含めて捉えていた。「児童」とすると、小学生だけに限定されるようなイメージを持った。

文部科学省から学校に下りてくる文章等は全て漢字で「子供」となっており、少し違和感を持っている。

学校現場では従来通り、ひらがなの柔らかい表現にしているのですが、学校の者だけかもしれないが、一般的に「子供」が「児童」に名称が変更されることで、対象が狭まるようなイメージを持つことがあるのではないかと。

委員

基本的なことだが、対象年齢は何歳から何歳までなのか。

事務局

児童福祉法に規定されている児童の定義は、18歳未満である。

会長

児童虐待防止法も児童福祉法を受けており、18歳未満を児童と定義されている。学校の中での児童・生徒・学生という言葉の使い方は学校教育法等に法律の定義がある。小学生は児童、中学生等は生徒となりそちらの方に法律の定義があるのですね。逆に児童福祉の分野では生徒や学生という言葉はなく、児童で18歳未満と定義されている。児童福祉の分野と学校教育の分野で、言葉の定義がそもそも法律の段階で違うのである。

委員

条例に基づいて中身の名称が違うのが少し気になるが。

会長

そうですね。条例の名称が「子ども」になっており、条例の中の本文も全部「子ども」になっているので、基本計画も「子ども」が使えるのであればよいが、漢字の「子供」になるのであれば、「児童」の方が良いと思う。

委員

我々としては「子ども」という字はあえて変えずそのまま残していただければ良いと思う。しかし、県の文書としては、子どもの「ども」を漢字にするより「児童」の方が良いという意見に私も賛成である。ただ、やはり条例の「子ども」が残っているのであれば、残しておきたいという意見である。

委員

保育も同じ見解である。「児童」となると小学生という意味になる。

会長

ご理解いただきたいところである。

条例がすべて「子ども」になっているので、事務局の方で検討していただき、条例の「子ども」を使えば使う。そうでなければ、法律どおり「児童」を使うということが良いか。

他に何かありませんか。

委員

要保護児童の人数について、施設や里親に委託されているのが、約400名と4年前と変わっていない。一方で、虐待件数はものすごく増えている。和歌山県は人口も減ってきているので、今後子供の数も減っていくのだろう。虐待されている子供も多分減ってくると思うが、その対策をもっと考える必要がある。

里親を増やせば良いというのではなく、どれぐらいのニーズが必要になってくるのかを検討していただきたい。

事務局

来年度策定を予定している、都道府県社会的養育推進計画（以下「県計画」とい

う。)の中で社会的養育が必要な子供の数について、今後 10 年間の推移を算出予定である。その中で里親委託が必要な子供の数、ケアニーズが非常に高い子供の数、施設に適した子供の数を出すよう、現在作業を進めているところである。

基本計画案については、取組の方向性を記載した計画としてご理解いただきたい。具体的な施策については来年度作成する県計画に細かく記載する予定である。

委員

専門里親の研修をして育成しているが、今和歌山県で 20 人弱くらいの専門里親がいる。実際、専門里親という制度が出来てから専門里親として和歌山県の子供を養育された専門里親は 2 軒くらいしかいない。障害を持っている子供は基本的に専門里親に委託するのであるが、どういう子供が専門里親になるのかというグレイゾーンがある。来年度の県計画で、こういう子供は専門里親に預けるように努力しますというようなものを出していただきたい。里親会の中でも「あの子は専門里親の部類に入ってくるのではないか。」という様な子供も結構委託されているケースがあるので、それについてもきちんと分かるような形で出していただきたい。

会長

その点も県計画の立案時に考慮に入れていただくようお願いしたい。

事務局

承知した。

委員

また、昨年 12 月に成育基本法が通って、これから妊娠期からの切れ目のない養育支援というのが主体になってくるので、この基本計画案を 2019 年 4 月に出すのであれば成育基本法についてどこかで触れられた方が良く思うがいかがか。

会長

入れるとしたら「切れ目のない支援」のところではないか。

委員

非常に大きな概念を国自身が動かそうとしている。来年度 4 月に公表するのであれば、全く触れないのもいかがかと思う。会長が言われたところでもいいと思う。

会長

その点については、一度事務局で検討いただきたい。

事務局

承知した。

会長

基本計画案の「児童養護施設等を退所した児童の自立支援の充実」について、ここだけ「児童」と言ってしまうと 18 歳未満になってしまう。自立支援で 18 歳以上の子供への自立支援というのが児童福祉法の中の眼目になっているので、ここだけ「児童」という言葉のままで良いのか検討していただきたい。

自立支援は 18 歳以上の子供が対象なので、「児童の自立への支援」と書くと 18 歳未満の子供だけ限定されてしまうのでないか。以前の基本計画は「子供」だったので別に違和感がなかったのだが。

また、今回の基本計画案に新しく児童心理司も入ってきたのですね。今回は「基本計画」の中に児童心理司の配置等のことが出ているので、児童福祉司と併せて児

童心理司も用語解説に入れていただきたい。

それから、心理的虐待の関係でドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）（以下「DV」という。）DVについて、法律の立て付けは子供のいる家庭でDVがあると心理的虐待だということになる。つまり子供の面前でDVがあることだけが心理的虐待ではなく、子供のいる家庭でのDVは心理的虐待なのだというのが法律の立て付けである。厚労省の「子ども虐待対応の手引き」にも子供のいる家庭でDVがあること自体が子供に心理的な傷を与えるのだと書かれている。

以前の基本計画の場合、面前DVでなくても配偶者等に対する暴力・DVは児童に著しい心理的外傷を与えるのでいけないことだと広報するとしていたが、今回はそこを面前DVに絞って強調しており、若干違和感がある。実際には、警察からの虐待通告をしてくるのは面前DVだけなので、DVしている所に子供が居ない場合は除外されている。

面前DVに限定してしまっているのかどうかは事務局の方で検討していただきたい。

事務局

承知した。

委員

特別養子縁組の年齢を15歳に引き上げることについて、基本計画案では特別養子縁組の事をあまり触れていないが、推進するという様な事はないのか。

会長

恐らく家庭的養育の推進という国の考え方から言うと、特別養子縁組の年齢を引き上げるというのも家庭的養育の推進と繋がってくると思うので、基本計画に入れても良いと思う。これは来年度の推進計画に入るかもしれません。

他にありませんか。

委員

養護施設内での性的虐待の話について、これから調査が始まるのかもしれないが、配慮するというような事はないのか。

会長

今回の基本計画案の児童の権利擁護の推進のところに、被措置児童等虐待というのがある。この被措置児童等虐待というのが施設内の虐待の事を指しており、児童の権利擁護のところが施設内での性的虐待の問題の事を指しているのだと思う。

和歌山県も昔から施設内での性的な問題が無いことは無く、それが発覚した時点で県等が然るべき対応をされていると聞いている。そこがあまり表面化していないため、厚生労働省が正式に調査するとしている。それはものすごく大事なことである。施設内での子ども同士の性的な問題と施設職員による性的な虐待は両方現実問題としてはあるので、本当に大事なことである。

委員

厚生労働省の調査に平成29年度の施設と一般家庭の子供間の性暴力等の調査があった。まとめるのに1年位かかるみたいだが。

会長

そこは本当に大事なことである。

他に何かいかがか。遠慮なくお気づきの点があればどうぞ。

基本的に今まで5年計画だったが、今回は推進計画等の関係で6年の計画にするというのはそれでよろしいか。

何か他にお気づきの点・ご質問等ございませんか。

委員

基本計画案に「若年層に対してデートDV防止啓発を行います。」とあるが、これは若年層だけなのか。「…対しても」と入れられないのか。子供だから若年層になるのか。

事務局

中高生を対象に考えている。

委員

「児童に対して」と入ることはできないのか。

最近受けた研修の中で、SNS等を通して実際に知らない人と会っているという和歌山市の小学生の実数は、大人が思っている以上に多かった。一緒に研修を受けた保護者からも驚きの声が上がった。中高生だけというご指摘はごもっともだと思う。

会長

中高生に限らず小学生も対象にするのかどうかという問題はCAPの研修会（子供の権利擁護機能強化研修会）で当然小学生も大事ですし、事務局で検討していただきたい。今ここでお返事をいただくということではなく、どういう表現にするのが良いのかというのを検討いただきたい。

他に今この場でご質問等あればいかがでしょうか。

委員

自分自身誤解していたことがあるのだが、面前DVについて、子供が見た時のことをいうのかと思ひこんでいたのだが、違うんですね。

会長

面前DVというのは子供のいるところでやるDVのことを面前DVというのだが、法律でいう心理的虐待は子供の居る家庭でのDVなのである。厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」でも、そもそも子供のいる家庭でDVがある、DVのある家庭で子供が育つという事自体が子供に心理的外傷（心の傷）を与えるのだということである。そういう見方でDVを見ないといけないというのが基本的な考え方である。家庭内でDVがあるという事が子供の傷につながるのだという事を理解して児童虐待を捉えていきましょうということである。それが基本的な考え方で、法律の立て付けである。

委員

9年前から県のDVの会議に毎年出させていただいているが、弁護士の先生もおりますけど、全然知りませんでした。

会長

法律はそうなっている。ただ一般的には面前DVが心理的虐待だという事で、警察の通告も面前DVの時しか来ないのが、法律はそうではないのである。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」には「子供が目撃するか否かに関わらずDVの問題がある家庭で子供が育つ事は心理的虐待として対応する必要がある。また、DVに伴って子供自身が直接暴力等の虐待を受けている場合もある」と書いてあるので解釈はそうになっている。

他にありませんか。

委員

民生委員児童委員をさせていただいており、ここの中に地域という言葉が沢山出てきているのだが、民生委員としての地域と言うと本当に向こう三軒両隣とか本当に目の届く所が地域となっている部分がある。地域の捉え方も色々あり、東京に行きましたら和歌山は一つの地域となる。地域で一人の人間が色々な課題を感じた時に聞ける所とあるが、果たして地域という大きな地域を捉える中で、何かあった時に実際に動けるのかなと思う。地域を見守るという言葉があるが、実際には出来ないギャップがあるので、もう少し良い表現が出来ないものか。

会長

別の表現として例えばどんな言葉があるのか。

委員

地域を見守るとは、実際にはなかなか難しいことである。そうなってくると私たちのような力も技術もない者に責任だけがどっと乗っかってくるような感覚がある。恐ろしいような。地域の見守りを大事にして等言われると、すごい負担感みたいに感じてしまうので、地域全体で支え合うという地域づくりが大切である。

委員

全体的に母子保健関係のところを進んでいる一つの考え方というのは、「子育て世代包括支援センター」をどういう風に地域に展開していくかというところがものすごく議論されているところである。人口形態によって対応の仕方がどうしても違うので、それぞれの地域の実情に応じたセンターの設置という考え方も一つである。一つのイメージとしてはだいたい10万人の人口に1個は最低作っていかうというものになる。しかし、和歌山県では、もっともっと小さい地域もあるので、それより小さい時にはやはりまた違う形の対応の仕方になっていくという考え方である。特に東京、大阪等の大きな都市・市町村であっても、今の時点では、例えば和歌山市は3カ所も4カ所も作るのではなくやはり1カ所という形になる。県の人口によって対応の仕方が違うので、それぞれの人口に応じた地域の支援のあり方というイメージなのである。

しかし、元々こういった垣根の低い所で子育て世代の人達が相談しに行こうと思うと、やはり顔見知りの状況のイメージは当然しっかり持たれた方が良いのである。

フィンランドのネウボラというのがあるのだが、「ネウボ」というのは相談する場所という意味で、そのような相談拠点という所を出来るだけ小さい単位の所でやっていこうという母子保健の考え方として従来から根強くある。ただ、いきなりそれを日本の中に導入するという考え方には至らないので、まずは「子育て世代包括支援センター」をその地域の実情に応じた形で設置していかうということで理解い

ただくと分かりやすいと思う。

委員

何かあった時に駆け込むことが出来るような、そういう所が明確になったらいいですね。

委員

それがネウボラというイメージの所である。妊娠中の時からずっと関わりを持つという形で。しかも、その担当された方は小学校に上がる前ぐらい迄の時期までずっとその家庭で起こったことに対してしっかりと入り込んだ形の中で支援していくという概念になるのである。本当はそういったところまで入り込んでいくと分かりやすいのですが。

会長

他によろしいか。

委員

基本計画案に「中学生・高校生を対象とした望まない妊娠を防ぐための予防教育や乳幼児とのふれあい体験学習等を推進します。」とあるが、小学校高学年くらいからを対象にしたらどうかと思う。

中高生でも良いかと思うが、先ほどの話を聞かせてもらったらもう少し早い段階でやった方がいいのかなと思った。

委員

そうですね。予防教育として考えるのであれば保育園からでも全然おかしくないと思う。

委員

小学校4年生くらいではないのか。

会長

おっしゃる通りで、むしろ中学生に上がってからだと遅いかもしれない。

委員

小学校高学年くらいからと基本計画に入れるようにしていきましようか。

委員

昨年の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の拠点の整備について、2022年に全市町に設置拠点を整備するようにと記載があった。この基本計画案でも早期発見・早期対応ということで拠点の整備を図っていくことをイメージされている。その中で和歌山市も拠点の整備を目指して今準備を進めているところではある。しかし、人の体制を整えても実際にどれだけスキルを持って対応出来るかというところが大変な課題なのである。県としてこの拠点の整備に向けて全市町を集めて研修を行うであるとか、レクチャー等をする事は考えているのか。それがこの計画に入ってくるのかは別としていかがか。拠点を整備していくという点について、県として具体的な取組として人材の育成も含めて何か具体的な取組みというのはあるのか。

会長

今の点について、いかがか。

計画に書くか書かないかは別として、そもそも県として拠点整備の関係で全市町

村の担当者を集めて何かやるとか、或いは全市町村に何か出すというのは。その辺はいかが。

事務局

昨年度の冬頃に、厚生労働省から県内全市町村の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備をするかどうかの調査があったところである。殆どの市町村は「検討している」という回答で、県の方も検討から実施段階へ向けて取り組んでいかなければならないというのは前々から思っているところである。現在はまだ具体的には決まっていない。近いうちに具体的な取組みの計画を立てて、市町村の方にも一緒になって取組をお願いしたいと考えている。各市町村の方でも「子ども子育て計画」が来年度見直しの時期なので、それに合わせて計画の中に盛り込んでいただければなど個人的には思っている。そのあたり十分に検討させていただきたい。

委員

基本計画案に「望まない妊娠を防ぐための予防教育や乳幼児とのふれあい体験学習等を推進します。」とあるが、これは望むようにふれあいをさせるのか。

中学生や高校生が職場体験やインターンシップで来られている。子供がかわいいから欲しいと妊娠を望ませるのは、今の少子化にとっては母性に良いことだが、ここはやはり防ぐために「予防教育を推進します。」で止めていただいた方が有難いというのが本音である。

子供がかわいいから早く欲しいと望ませているような気もして、意味合いが違うのではと思うがいかがか。

事務局

この取組については、県の各部局と連携しており、各部局で実施している事業の内容の方を記載したためにこういった特別な表に書いているものである。内容については、教育委員会、福祉保健部の健康推進課等の実施しているところに意図等を確認した上で修正すべきところは修正させていただき、これがどういう意味であるのかというのはまた改めて説明させていただきたい。

委員

恐らく、今は子供を産むまで赤ちゃんに触れずに自分の子供を産むの方が殆どだと思うので、経験ということで体験学習として行っていると思うのだが、わけてもらった方が分かりやすいですね。

委員

予防教育と乳幼児のふれあい体験というのは、目的が違うので別のものにしていただけたら有難い。幼稚園の先生と保育士の資格を持ちながら来てくれても全く子供に触れていないという家庭環境が多い中でそれは大切なことである。小学生、中学生、高校生が保育の現場に来て下さることは有難い。でも、望まない妊娠を防ぐための教育とは別のものであってほしいというのが幼児の現場に居る私達の願いなのである。

事務局

誤解を招いているが、それぞれ役割に切り分ける形で善処させていただきたい。

会長

その文章表現を切り分けていただきたい。ありがとうございます。

本日十分ご検討いただけなかった部分については後日事務局の方に提出していただきたい。

報告事項が残っておりますので事務局の方で宜しくをお願いします。

事務局

報告事項について資料に基づき説明

○国の動向について

○「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」締結及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」改訂後の取組について

会長

ありがとうございました。他にご意見やご質問がないようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

本日はありがとうございました。以上を持ちまして審議会を閉会いたします。